

商法の定めるもの

商人

商法の適用対象となる取引を行う者

自己の名をもって商行為を行うことを業とする者

自己の名をもって

自らが権利・義務の主体となる

業とする

同種の行為を継続的かつ反復して行う

商行為

基本的商行為

絶対的商行為

営利性が高い

誰が行っても商行為とされる

営業的商行為

営業として反復継続して行う場合に商行為となるもの

補助的商行為

附属的商行為

商人が営業のためにする補助的な行為

一方的商行為

一方の当事者のみ商行為となる